

公益財団法人岩手県学校給食会学校給食用物資業者資格選定基準

公益財団法人岩手県学校給食会（以下「本会」という。）は、公益財団法人岩手県学校給食会業務方法書第3条第2項に定める購入契約の相手方として会長が適当と認める者（以下「業者」という。）について、次により、公正に選定を行うものとする。

記

1 業者の資格及び業務遂行能力等

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食肉販売業の許可等、法令に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 取扱う学校給食用物資（以下「給食食材」という。）が本会の供給先である県下の各市町村教育委員会の定める物資等調達基準等に適合する規格及び品質等を備えたものであること。
- (3) 製造業者である場合は製造加工能力が、仕入業者である場合には仕入能力が、本会の指示する所要数量を充足し、指示した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、破産手続、民事再生手続又は更生手続の開始の申立てをしている者等、契約の履行がされない恐れがあるものでないこと。
- (5) 工場、店舗及び販売所等の固定した営業施設並びに営業内容に即した常時雇用する職員を有し、緊急時においても本会との契約内容を、迅速かつ適切に履行できる物的・人的体制を有すること。
- (6) 学校給食に理解を有し、社会的信用を有するものであること。

2 安全衛生の確保

- (1) 食品を製造する業者については、「食品衛生監視票について」（平成 16 年 4 月 1 日付け食安発第 0401001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に定める「食品衛生監視票」の監視項目欄の A 施設の構造等、B 食品取扱設備、機械器具及び C 給水及び汚物処理における各採点欄の合計点が基準点欄の合計点の 80%以上であること並びに D 管理運営及び E 食品取扱者における各採点欄の合計点が基準点欄の合計点の 80%以上であること。
- (2) 新規の給食食材の購入の際は、国産品については専門機関による全購入給食食材の細菌検査証及び農薬汚染の恐れがある一部給食食材の残留農薬証明書を、外国製品については全給食食材の専門機関による細菌検査証及び残留農薬証明書を添付できる業者であること。
- (3) 職員の健康管理及び工場等の衛生管理が徹底されていること。

3 その他

- 1 及び 2 以外に会長が必要と認めた事項を充足すること。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。